

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（概要）

令和 6 年 6 月
厚生労働省保険局国民健康保険課

1. 趣旨

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）の一部の施行（令和 6 年 12 月 2 日施行分）に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものである。

2. 政令の概要

- (1) 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 368 号）の一部改正
 - ・ 改正法により、自衛官診療証に代えて、電子資格確認を受けることができない状況にある自衛官等に対し、当該自衛官等に係る情報を記載した書面を交付することとされたことに伴い、所要の規定の整備を行う。
- (2) 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正
 - ・ 改正法により、市町村及び国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、保険料を滞納している世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。以下同じ。）又は組合員が、当該保険料の納付期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行ってもなお納付しない場合、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、療養の給付等に代えて特別療養費を支給することとされた（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 54 条の 3 第 1 項）。また、市町村及び組合は、特別療養費の支給対象となっている世帯主に政令で定める特別の事情があると認められる場合は、療養の給付等を支給することとされた（同条第 4 項）。
これらに伴い、療養の給付等に代えて特別療養費を支給することとなる特別の事情及び特別療養費の支給対象となっている世帯主に療養の給付等を支給することとなる特別の事情を定める。
 - ・ その他所要の改正を行う。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）の一部改正
 - ・ (2) に準じた改正を行うとともに、被保険者証に代えて、電子資格確認を受けることができない状況にある者に対し、当該者に係る情報を記載した書面を交付することとされたことに伴い、所要の規定の整備を行う。
 - ・ その他所要の改正を行う。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）の一部改正
 - ・ 個人番号カードにおける一定年齢未満の者の顔写真の表示の不要化に伴い、当該一定

年齢未満の者に係る個人番号カードの申請書について、顔写真の添付を不要とするとともに、代理人に個人番号カードを交付する際の交付申請者の本人確認書類について、顔写真付き書類の提示を不要とする。

- ・ 個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものとして、一定年齢未満の者、国外からの転入者、個人番号カードを紛失した者等を規定する。
- ・ 地方公共団体情報システム機構から個人番号カードの交付を速やかに受けることを希望する者に対する個人番号カードの送付の方法について規定する。
- ・ 出生届の提出に併せて個人番号カードを申請する際に、本人確認の措置として、交付申請者の個人識別事項が記載された書類の提示を行う旨を規定する。
- ・ その他所要の改正を行う。

(5) 改正法附則第 15 条を根拠として被保険者に係る情報を記載した書面の職権交付に関する読替えや、改正法附則第 20 条を根拠として、改正法第 1 条第 2 号の規定の施行の際現に被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者に係る特別療養費の支給について経過措置を規定するとともに、その他所要の改正を行う。

3. 施行期日等

- 公 布 日：令和 6 年 7 月中旬（予定）
- 施行期日：令和 6 年 12 月 2 日